

株式会社メタプラネット

Metaplanet Inc.

取締役会議事録（抄本）

Minutes of Board of Directors Resolution

2025 年 11 月 20 日午前 9 時 30 分より東京都港区六本木 6-10-1 本社会議室から、ウェブ会議システムを利用して、当社取締役会を開催した。

A meeting of the Company's Board of Directors took place from the headquarters conference room, 6-10-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo, by using the Zoom web conference system from 9:30 am on 20 November 2025.

取締役サイモン・ゲロヴィッチ氏が議長席に着き、本日の取締役会は、ウェブ会議システムを利用した会議である旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同等に適時及び的確に意思表示が互いにできる状態となっていることを確認し、開会を宣言し、本取締役会は適法に成立した旨を告げた。

Director Simon Gerovich acted as the chairperson. The chairperson stated that the meeting of the Board of Directors was to use the Zoom web system. He confirmed that the attendees could exchange opinions timely and precisely equivalent to gathering in a room, declared the opening of the meeting, and stated that this meeting of the Board of Directors validly had come into effect.

出席役員 (By Zoom)

Officers in attendance

取締役総数 9 名 本日の出席取締役 7 名

Total number of directors: 9 Number of directors in attendance: 7

代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ（議長）、

取締役 阿部 好見、タイラー・エバンス、 桑島 浩彰、ベンジャミン・ツァイ、マーク・ユスコ、リチャード・キンケイド

Representative Director Simon Gerovich (Chairman)

Director Yoshimi Abe, Tyler Evans, Hiroaki Kuwajima, Benjamin Tsai, Mark Yusko, Richard Kincaid

監査役総数 3 名 本日の出席監査役 3 名

Total number of auditors: 3 Number of Auditors in attendance: 3

監査役 高桑 昌也、監査役 大橋 俊明、保田志穂 Auditors Masaya Takakuwa, Toshiaki Ohashi, Shiho Boda

承認決議事項
Resolution Items

第 1 号議案 (省略)

第 2 号議案 (省略)

第 3 号議案 臨時株主総会の目的である事項の提案の件

Resolution No. 3: Proposal on matters to be resolved at the extraordinary general meeting of shareholders

議長より、株主に対して、臨時株主総会の目的である事項の提案を下記のとおり行いたい旨の提案があり、詳細な説明があった。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかった。

目的事項：

- ① 資本金及び資本準備金の額の減少の件（詳細は別紙 4 のとおり）
- ② 定款一部変更（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数増加）の件（詳細は別紙 5 のとおり）
- ③ 定款一部変更（A 種種類株式に関する規定の変更）の件（詳細は別紙 6 のとおり）
- ④ 定款一部変更（B 種種類株式に関する規定の変更）の件（詳細は別紙 7 のとおり）
- ⑤ 第三者割当による B 種種類株式発行の件（詳細は別紙 8 のとおり。但し、同別紙における募集株式の数の上限は 30,000,000 株とし、その範囲内で、代表取締役が投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し、その他の未定事項とあわせて決定する。）

The Chairman hereby made the proposal that a director of the Company shall propose the matters to be resolved at the extraordinary general meeting of shareholders as follows. The Chairman continued to explain the details thereof. After presenting these details, the proposal was put to a vote in the meeting, and it was approved unanimously by all attending directors with no objection from the statutory auditors. Matters to be Resolved:

- (i) Reduction of the amount of the capital and capital reserve (See Exhibit 4 for details)
- (ii) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Increase in the total number of authorized shares and the total number of authorized shares in a class) (See Exhibit 5 for details)
- (iii) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Amendment to provisions concerning Class A Shares) (See Exhibit 6 for details)
- (iv) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Amendment to provisions concerning Class B Shares) (See Exhibit 7 for details)
- (v) Issuance of Class B Shares by way of third-party allotment (See Exhibit 8 for details. The maximum number of shares to be offered in the that Exhibit shall be 30,000,000 shares, and within this limit, the Representative Director shall determine the number of shares and other undecided matters in consideration of investor demand and other market conditions.)

第 4 号議案 B 種種類株式に係る買取契約締結の件

Resolution No. 4: The execution of the Purchase Agreements regarding the Class B shares.

議長より、別紙 8「B 種種類株式発行要項」記載のと通りの割当先との間で本取締役会に提出された様式にてそれぞれ「PURCHASE AGREEMENT」（以下、個別に又は総称して「PURCHASE AGREEMENT」という。）を締結したい旨、及びその他 PURCHASE AGREEMENT の締結に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を代表

取締役が付与したい旨の提案があり、詳細な説明があった。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかった。

The Chairman proposed that the Company shall, with each allottee specified in Exhibit 8 “Terms and Conditions for Issuance of Class B Shares”, enter into the Purchase Agreement (individually or collectively, the “Purchase Agreement”) in the form submitted to this meeting of the Company’s Board of Directors; and that the Representative Director be authorized to carry out all acts necessary for entering into each of the Purchase Agreements, and to decide on any matters incidental thereto. The Chairman provided a detailed explanation. Thereafter, the proposal was put to a vote and was approved unanimously by all attending directors without objection, and no dissenting opinion was expressed by the statutory auditors.

議長は、以上をもって本日の全ての議事事項の審議は終了した旨を述べ、同日午前 10 時 17 分に閉会した。

The chairperson declared that the discussion on all agenda items for the day was completed and closed the meeting at 10:17 a.m. of the same day.

上記の議事及び決議内容を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が次に記名押印する。

To make clear the matters discussed and resolved as written above, these minutes have been prepared, and the director and auditor attendees have signed their names and affixed their seals hereto.

2025 年 11 月 20 日

20 November 2025

株式会社メタプラネット 取締役会
Board of Directors, Metaplanet Inc.

出席

代表取締役社長	サイモン・ゲロヴィッチ
Representative Director	Simon Gerovich

取締役 COO	阿部好見
Director, COO	Yoshimi Abe

取締役	タイラー・エバンス
Director	Tyler Evans

取締役	桑島浩彰
Director	Hiroaki Kuwajima

取締役	ベンジャミン・ツアイ
Director	Benjamin Tsai

取締役	マーク・ユスコ
Director	Mark Yusko

取締役	リチャード・キンケイド
Director	Richard Kincaid

監査役（常勤及び社外）	高桑昌也
Auditor (Regularly Working and Outside)	Masaya Takakuwa

監査役（社外）	大橋俊明
Auditor (Outside)	Toshiaki Ohashi

監査役（社外）	保田志穂
Auditor (Outside)	Shiho Boda

別紙 1

【省略】

別紙 2

【省略】

別紙 3

【省略】

【省略】

【省略】

【省略】

【省略】

B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社メタプラネット B 種種類株式（以下「B 種種類株式」という。）

2. 募集株式の数

未定

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 900 円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 未定（1 株につき、450 円）

資本準備金 未定（1 株につき、450 円）

5. 払込金額の総額

未定

6. 払込期日

2025 年 12 月 29 日

7. 発行方法

第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

未定

8. 単元株式数

B 種種類株式につき 100 株とする。

9. 配当金

(1) B 種種類配当金

株式会社メタプラネット（以下「当会社」という。）は、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日又は 12 月 31 日を基準日（以下「B 種種類配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該 B 種種類配当基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（以下、B 種種類株主とあわせて、「B 種種類株主等」という。）に対し、下記 17. (1) に定める支払順序に従い、B 種種類株式 1 株につき、当該 B 種種類配当基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下「B 種種類配当金」という。）を行う。

「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。

(i) 毎年 3 月 31 日を基準日とする配当：同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

(ii) 毎年 6 月 30 日を基準日とする配当：同年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

(iii) 毎年 9 月 30 日を基準日とする配当：同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(iv) 毎年 12 月 31 日を基準日とする配当：同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

(2) B 種種類配当金の金額

B 種種類配当金の額は、1,000 円に年率 4.9%を乗じて算出した額とし、各 B 種種類配

当基準日につきB種種類株式1株当たり12.25円とする。ただし、2025年12月31日に終了する四半期配当期間におけるB種種類配当金はB種種類株式1株当たり0.40円とする。なお、かかる配当を行うB種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。

(3) 累積条項

3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、単利計算により当該四半期配当期間（以下、本(3)において「不足四半期配当期間」という。）の翌四半期配当期間以降に累積する（以下、累積した不足額を「累積未払B種種類配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足四半期配当期間毎に、当該不足四半期配当期間の翌四半期配当期間の初日（同日を含む。）から累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記10.(1)に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足四半期配当期間に係る不足額に対して、年率4.9%の利率で算出した金額を加算して行う。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てる。累積未払B種種類配当金については、上記(1)に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。なお、かかる配当を行う累積未払B種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。

(4) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記17.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、1,000円（以下「B種残余財産分配基礎額」という。）に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

「経過B種種類配当金相当額」とは、分配日の属する四半期配当期間（上記8.(3)において定義された意味を有する。以下本項において同じ。）の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該四半期配当期間に係るB種種類株式配当金の額を乗じた金額を、当該四半期配当期間に係る日数で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てる。）。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)の他、残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

B種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

12. 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は当会社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法（平成 17 法律第 86 号）（その後の改正を含む。以下同じ。）第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- (3) 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当会社は、種類株主総会を場所の定めのない種類株主総会とすることができる。
- (5) 毎年 12 月 31 日から 3 か月以内に開催される種類株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
- (6) 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、B種種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができるB種種類株主が存しない場合は、この限りではない。
 - (a) 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）
 - (b) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降の日本における営業日において、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができる。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該B種種類株主に対し、下記(2)に定める数の当会社の普通株式（以下「当会社普通株式」という。）を交付する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する当会社普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する当会社普通株式の数は、(i) 普通株式対価取得請求の対象となるB種種類株式に係るB種残余財産分配基礎額に、普通株式対価取得請求が行われた日（以下「転換請求日」という。）の直前の四半期配当期間の末日における累積未払B種種類配当金のうち当該転換請求日において未払いの金額を加えた金額を、(ii) 転換価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する当会社普通株式の合計数に1株に満たない端数があ

るときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取り扱う。

「転換価額」は、1,000 円とする。ただし、下記(3)に定める調整が行われることがある。

(3) 転換価額の調整

(a) B種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 当会社が、(a)株式分割を行う場合、(b)発行済当会社普通株式をより少数の当会社普通株式とする併合を行う場合、又は(c)当会社普通株式を当会社の他の有価証券に種類変更する場合には、B種種類株式の保有者が、上記各事由が効力を発生する直前（又は、当会社が、株式分割、併合若しくは種類変更により発行された当会社普通株式若しくはその他の有価証券を受領する権利を有するB種種類株式の保有者を確定するために事前の基準日を設定した場合は、当該基準日の直前）に普通株式対価取得請求を行っていたら、上記各事由の発生後に受領する権利が与えられたであろう数の当会社普通株式及び／又は当会社の他の有価証券を受領することができるように、転換価額を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該各事由が効力を生じる日（若しくは上記基準日）又はその後に効力を生じるその他の転換価額の調整を妨げるものではない。かかる転換価額の調整は、当該事由の効力発生と同時に、又は当該事由のために事前の基準日が設定された場合は当該基準日の直後に、効力を生じるものとする。ただし、当該取引が、適用ある法令に基づいて、当該事由を適法に行うために事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつ当会社普通株式又は当会社の他の有価証券を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認される場合、当該調整は、当該承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当会社が株式分割を行い、その基準日が下記の日である場合、当該株式分割に関する転換価額の調整は行われず、これに代えて、場合に応じ本(3)の他の適用ある規定に基づいて当該規定に定める算式の「n」に当該株式分割に従って発行される追加の当会社普通株式の総数を加算して調整が行われるものとする。

- (i) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権（新株予約権を含む。）の割当、付与、発行又は募集のための基準日
- (ii) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券の発行に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iii) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当会社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iv) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権の付与日、発行日、譲渡日又は募集日

- ② 当会社が、当会社普通株式の保有者に対し、当会社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）を割当て、付与し、発行し又は募集する場合において、

- (i) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、
- (ii) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、
- (上記(i)の場合)かかる権利若しくは引受権を受領することができる当社普通株式の保有者を確定するための基準日現在又は(上記(ii)の場合)当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = (上記(i)の場合)当該基準日又は(上記(ii)の場合)当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限る。)の数を除く。

n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権全部の行使により割当、発行又は取得される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって上記(i)又は(場合により)上記(ii)に規定される当該当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記(i)の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記(ii)の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含む。)の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当該権利及び／又は引受権が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合(特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方

法の如何を問わない。)、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとする。

- ③ 当会社が、当会社普通株式の保有者に対し、当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）を付与し、発行し又は募集する場合において、
- (i) 当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、
- (ii) 当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当会社が当該対価を決定する日本における日現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るとき、
- （上記(i)の場合）かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は（上記(ii)の場合）当会社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = （上記(i)の場合）当該基準日又は（上記(ii)の場合）当会社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数

n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額によるすべての当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付又は交換権付有価証券全部の転換又は交換により取得される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって上記(i)又は（場合により）上記(ii)に規定される当該当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、上記(i)の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記(ii)の場合、当会社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の当会社普通株式の保有者に対する付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当会社普通株式に転換又は交換できる当該有価証券（新株予約権付社債を含む。）が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問わない。）、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとする。

- ④ 当会社が、当会社普通株式の保有者に対し、（i）当会社の債務証券（社債等）、（ii）当会社の株式（当会社普通株式を除く。）、（iii）当会社の金銭若しくは資産、又は（iv）当会社の株式（当会社普通株式を除く。）若しくは有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）を配当する場合、当会社普通株式に係る配当（会社法における「剰余金の配当」として、会社法が定める限度額に従う。）を含め、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{CMP - fmv}{CMP}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

CMP = かかる配当（当会社普通株式に係る配当を含む。）を受領することができる株主を確定するための基準日現在の当会社普通株式1株当たり株価

fmv = （i）金銭配当以外の場合、配当される債務証券、株式、資産、権利若しくは引受権の当会社普通株式1株当たりの公正市場価値（（y）当会社により決定され、又は（z）適用ある法令により当該決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、かかる裁判所若しくはかかる裁判所が選任する鑑定人により決定される）又は（ii）金銭配当の場合、当該金銭配当の当会社普通株式1株当たりの金額

かかる調整は、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとする。ただし、（a）適用ある法令に基づいて、かかる配当を適法に行うため事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合で

あって、かつかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認された場合、当該調整は、承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、また(b)配当される債務証券、株式又は資産、権利又は引受権の公正市場価値がかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日以降まで決定できない場合、当該調整は、かかる公正市場価値の決定により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

- ⑤ 当会社が当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合において、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該転換権付又は交換権付有価証券の発行に関する払込期間の末日現在において有効な転換価額は、次の算式により調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数

n = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の（発行場所における）末日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとする。

- ⑥ 当会社が、((i)当会社が割当、付与、発行又は募集する転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により発行若しくは譲渡される当会社普通株式、(ii)当会社が割当、付与、発行又は募集する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）の行使により発行若しくは譲渡される当会社普通株式、(iii)定款により許容される範囲において、当会社普通株式の保有者に対して、当該当会社普

通株式と合算して当会社普通株式1単元を構成させるために発行若しくは譲渡される当会社普通株式、(iv)吸収分割によって当会社に吸収合併される法人の株主、株式交換によって当会社の完全子会社となる法人の株主若しくは株式交付によって当会社の子会社となる法人の株主に対してその吸収合併、株式交換若しくは株式交付の直前の当該法人における持株比率に応じて発行若しくは譲渡される当会社普通株式、又は(v)吸収分割によって当会社に対して事業を譲渡する法人若しくは法人の株主に対して発行若しくは譲渡される当会社普通株式のいずれにも該当しない)当会社普通株式を発行又は譲渡する場合で、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、当会社が当該対価を決定する日本における日(当該当会社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の末日に有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当会社普通株式(その時点において発行済みであるものに限る。)の数を除く。

n = 上記のとおり発行又は譲渡される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の(発行地又は譲渡地における)末日に当たる日本における暦日の直後に効力を生じるものとする。

- ⑦ 当会社が株主以外による当会社普通株式又は当会社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の引受け、買取り、又はその他の方法による取得を可能にする権利又は引受権(新株予約権を含む。)を付与、発行又は募集する場合、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、当会社が当該対価を決定する日本における日(当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の

承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日) 現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日現在に有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数

n = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額によるすべての当該権利若しくは引受権の行使により又はすべての当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、当該権利又は引受権が付与、発行又は募集される場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生ずるものとする。

- ⑧ 当会社が転換価額の調整を本要項該当項に従い要することとなる本(3)記載の種類の有価証券を付与、発行、譲渡又は募集し、かつ、当該有価証券の付与日、発行日、譲渡日若しくは募集日、又は(適用ある場合)かかる発行若しくは譲渡に関する払込期間の末日(いずれの場合も以下「関連日」という。)が、本(3)に記載される他の種類(同じ種類の異なるトランシェ又は発行を含む。)の、同項に従った転換価額の調整を必要とする有価証券(当該有価証券すべてを以下「関連証券」という。)の関連日でもある場合、転換価額の調整は、同項に基づき別個には行われず、次の算式に従って一度に計算される。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v1 + v2 + v3}{N + n1 + n2 + n3}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP	=	調整前の転換価額
N	=	関連日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数。ただし、下記「n2」の定義に含まれる当会社普通株式（その時点において発行済みであるものに限る。）の数を除く。
n1	=	当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による（関連証券に含まれる）転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当会社普通株式の数
n2	=	発行又は譲渡される（関連証券に含まれる）当会社普通株式の数
n3	=	当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額による（関連証券に含まれる）権利若しくは引受権の行使により取得される当会社普通株式の数又は当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当会社普通株式の数
v1	=	当該転換権付又は交換権付有価証券に関して当会社が受領する対価の総額をもって、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数
v2	=	当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関して当会社が受領する対価の総額をもって、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該当会社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数
v3	=	当該権利又は引受権の行使及び（該当する場合）当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により受領する当会社普通株式全部の発行又は譲渡により当会社が受領する対価の総額をもって、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該権利又は引受権の付与、発行、譲渡又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、関連日である当該付与、発行、譲渡又は募集が行われる場所にお

ける暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとする。

「当会社普通株式の終値」とは、ある当会社普通株式取引日について東京証券取引所において当会社普通株式につきかかる当会社普通株式取引日において最後に報告された（普通取引による）売値をいう。

「当会社普通株式取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当会社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

「当会社普通株式1株当たりの対価」とは、以下のものをいう。

- (i) 金銭を対価とする当会社普通株式の発行又は譲渡の場合、対価は当該金銭の額とする。ただし、いかなる場合でも、発行若しくは譲渡の引受けのため又はその他これらに関連して当会社により又は当会社のために支払われ又は発生した手数料又は費用については、控除しないものとする。
- (ii) 全部又は一部が金銭以外を対価とする当会社普通株式の発行又は譲渡の場合、金銭以外の対価は、その会計処理にかかわらず、当会社が決定する公正な市場価値、又は適用ある日本法に従い当該決定が管轄裁判所への申立てによりなされる場合は、当該裁判所又は当該裁判所が任命した鑑定人が決定する公正な市場価値とみなす。
- (iii) (a) 当会社が当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合、当会社が受領する対価総額は、当該有価証券の対価に、当該有価証券が当初転換価額又は当初交換価額により転換又は交換された場合（及びそれを前提とした場合）に当会社が受領する追加の対価（もしあれば）を加えた金額とみなし、(b) 当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当会社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当会社が受領する対価（もしあれば）に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に、また（該当する場合）その後当該有価証券を当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率により転換又は交換した時に当会社が受領する追加の対価を加えた金額とみなす。当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換又は交換により取得される当会社普通株式の数（該当する場合）で除した金額とする（いずれの場合も対価は上記(i)及び(ii)と同じ方法により決定される。）。
- (iv) 当会社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の当会社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当会社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当会社が受領する対価（もしあれば）に、これら

が当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に当会社が受領する追加の対価（いずれの場合も対価は上記（i）及び（ii）と同じ方法により決定される。）を加えた金額とみなし、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該行使により取得される当会社普通株式の数で除した金額とする。

- （v）上記の規定に定める対価が円以外の通貨で受領される場合、当該対価は、当該当会社普通株式の発行、当該有価証券の転換若しくは交換、又は当該権利若しくは引受権の行使の目的上定められた円と当該通貨との間の固定為替レートがある場合には、当該固定為替レートで円に換算されるものとし、それ以外の場合には、当該対価の計算が必要とされる日に日本の主要銀行が当該通貨の円建て電信送金によるスポット単位の売買の為替レート（直接レートが提示されていない場合は、米ドルを介したクロスレートの相場）の平均値で換算されるものとする。

「当会社普通株式1株当たり株価」とは、当該日の45当会社普通株式取引日前から開始する連続する30当会社普通株式取引日における当会社普通株式の毎日の終値の平均値をいう。かかる45当会社普通株式取引日の期間中、又はその後転換価額の調整が実施される日まで（同日を含まない。）の期間において、転換価額の別途の調整を生じさせるような事由（当該調整を必要とする事由及び同一の当会社普通株式1株当たり株価について調整を要する事由を除く。）が発生した場合、上記で決定された当会社普通株式1株当たり株価は、当該事由の影響を補正するために当会社が適切かつ公正と判断する方法及び範囲において調整されるものとする。

本(3)において「基準日」とは、当会社普通株式の所有者に対する配当その他の分配を受ける権利又は当会社普通株式の所有者の権利を確定するために定款で定められた日又は当会社がその他の方法で定める日をいう。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、取締役会の決議により、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他、発行済当会社普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。
- (d) 当会社普通株式又は当会社普通株式を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）を、当会社又はその子会社若しくは

関係会社の従業員、元従業員、役員、監査役若しくは取締役（執行役員職に携わっているか、若しくは携わったことのある取締役、又はかかる者の個人的な役務提供会社を含む。）、これらの者の配偶者若しくは親族、又はこれらの者のいずれかが関係する会社に対し、又はその利益のために、又はこれらの者の受託会社に対し、従業員又は役員の持株制度又はオプション制度に基づくものとして割当て、付与し、発行し、譲渡し、又は募集する場合、転換価額の調整は行わない。

(4) 当会社普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、実務上可能な限り速やかに、かつ、普通株式対価取得請求の効力発生から日本における8営業日以内に当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当会社普通株式を交付する。

(5) 金銭償還に伴う普通株式対価取得請求

疑義を避けるための付言として、B種種類株式に関して普通株式対価取得請求を行うB種種類株主の権利は、当該B種種類株式の取得日の2取引日前（同日を含む。）まで有効に存続するものとする。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価償還

当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の株主に対する通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、当該B種種類株式の全部（一部は不可）を、下記(a)及び(b)のいずれかに該当する事由が生じた場合には取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、当該金銭対価償還に係るB種種類株式1株につき、下記(2)に定める金銭償還額相当額の金銭を交付する。

(a) ソフトコール条項による金銭対価償還

B種種類株式の終値が20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のあるB種残余財産分配基礎額の130%以上であった場合、当会社は、当該20連続取引日の末日から30日以内にB種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる。ただし、かかる取得日はB種種類株式の発行日の10年後の応当日以降でなければならない。

一定の日における「B種種類株式の終値」とは、東京証券取引所におけるその日のB種種類株式の普通取引の終値をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、B種種類株式の終値が発表されない日を含まない。

(b) クリーンアップ条項による金銭対価償還

B種種類株式の発行日後においてB種種類株式の発行済株式（自己株式を除く。）に係るB種残余財産分配基礎額の合計金額が60億円を下回った場合、当会社は、B種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議に

より別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる。

(2) 金銭償還額

金銭償還額は、B種残余財産分配基礎額に、取得日における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額をいう。なお、本(2)においては、累積未払B種種類配当金の計算における「累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日」及び経過B種種類配当金相当額の計算における「分配日」を、それぞれ取得日と読み替えて、累積未払B種種類配当金及び経過B種種類配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

15. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 上場中止に伴う金銭償還請求

B種種類株主は、自らが保有するB種種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当会社に請求することができる（以下、かかる請求を「金銭償還請求（上場中止）」という。）。B種種類株主は、金銭償還請求（上場中止）を行う場合、請求通知期間に、当会社に対して、金銭償還請求（上場中止）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければならない。金銭償還請求（上場中止）は、上場期限日の20取引日後の日に効力を生じるものとする。この場合、金銭償還請求（上場中止）の効力発生日において、当会社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求（上場中止）が行使されたB種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付する。

「請求通知期間」とは、上場期限日（同日を含む）からその10取引日後の日（同日を含む。）までの期間をいう。

「上場期限日」とは、2026年12月29日をいう。

上記にかかわらず、B種種類株主は、(A)上場期限日を最終日とする20連続取引日における当会社普通株式の日次VWAPの算術平均が上場期限日における転換価額を上回り、かつ、(B)上場期限日を最終日とするかかる20連続取引日における当会社普通株式の日次流動性の算術平均が150億円以上である場合、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできない。

一定の日における当会社普通株式の「VWAP」とは、当該日の東京証券取引所における当会社普通株式の出来高加重平均価格をいう。

当会社普通株式の「日次流動性」とは、各取引日において、ブルームバーグの<3350 JT Equity HP>ページで報告される当該日の東京証券取引所における当会社普通株式の取引高に、ブルームバーグの<3350 JT Equity VAP>ページで報告される当該日の当会社普通株式のVWAPを乗じて得た金額をいう。

また、B種種類株式が東京証券取引所に上場された場合、B種種類株主は、B種種類株式の上場日以降、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできない。

(2) 組織再編事由、スクイーズアウト事由及び上場廃止事由による金銭償還請求

B種種類株主は、(i) 組織再編事由、(ii) スクイーズアウト事由、又は(iii) 上場廃止事由のいずれかが発生した後 20 取引日目までの間はいつでも、当会社で書面通知することにより、自らが保有するB種種類株式の全部(一部は不可)を取得するよう当会社に請求することができる(以下、かかる請求を「金銭償還請求(組織再編等)」という。)。B種種類株主は、金銭償還請求(組織再編等)を行う場合、当会社に対して、金銭償還請求(組織再編等)の行使を希望する旨の書面による通知(撤回不能)を行わなければならない。この場合、当該B種種類株式の保有者による本(2)に基づく通知がなされた日から起算して5取引日後の日に、当会社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求(組織再編等)が行われた各B種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付する。当会社は、(i) 組織再編事由、(ii) スクイーズアウト事由、又は(iii) 上場廃止事由のいずれかが発生した場合、その発生から5取引日以内に通知する。

「組織再編事由」とは、(i) 合併事由、(ii) 資産譲渡事由、(iii) 会社分割事由、(iv) 持株会社事由、又は(v) 法令にその時点で定められているその他の会社更生手続の株主総会決議の採択であって、その効果が合併事由、資産譲渡事由、会社分割事由及び／又は持株会社事由と実質的に同じであるものをいう。

「合併事由」とは、当会社と他の法人との新設合併又は当会社と他の法人との吸収合併(ただし、当会社が存続会社となる合併、新設合併又は吸収合併を除く。)に関する株主総会決議の採択をいう。

「資産譲渡事由」とは、当会社の資産の全部又は実質的に全部を他の事業体に売却又は譲渡する旨の株主総会決議の採択をいう。

「支配株主」とは、会社法に従って算出される株主総会の議決権の90%(又は定款に定められた90%を超える別の割合)以上を直接又は間接的に保有する当会社普通株式の保有者をいう。

「会社分割事由」とは、新設分割又は吸収分割についての株主総会決議の採択をいう。

「上場廃止事由」とは、(i) 当会社以外の者(以下「公開買付者」という。)が、金融商品取引法(昭和22年法律第25号。その後の改正を含む。)に基づき、当会社普通株式のすべての保有者(又は公開買付者、公開買付者が支配する会社、及び／若しくは公開買付者と関連若しくは協力関係を有する者以外のすべての保有者)に対し、当会社普通株式の全部又は一部の取得につき公開買付を行い、(ii) 当会社が、金融商品取引法に基づき、当該公開買付に賛成する旨の意見を表明し、(iii) 当会社又は公開買付者が、当該公開買付に基づく当会社普通株式の取得の結果として、東京証券取引所における当該当会社普通株式の上場、相場付け若しくは取引が行われなくなる可能性があること又は当該上場、相場付け若しくは取引につき不適格となるおそれがある旨を公開買付届出書又はその訂正届出書に記載し、その他の方法でこれを公表し、又はこれを認めた場合(ただし、当会社又は公開買付者が、当該取得後も当該上場、相場付け又は取引を継続するために最善の努力をする意思を公に表明する場合を除く。)であって、かつ(iv) 公開買付者が当該公開買付により当会社普通株式を取得した場合をいう。

「持株会社事由」とは、当会社が株式交換又は株式移転により他の法人の完全子会社となる

ことについての株主総会決議（株主総会の決議が不要なときは取締役会の決議）の採択をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、（i）当会社を他の法人の完全子会社にすること（ただしこれに限定されない。）を目的として、定款を変更することにより、発行済当会社普通株式を全部取得条項付種類株式に転換した上で、対価を得て発行済当会社普通株式の全部を取得することを承認する株主総会決議の採択、（ii）支配株主からの、当会社普通株式の他の保有者（当会社、及び支配株主が決定した場合には支配株主の完全子会社を除く。）が保有する当会社普通株式の全部を支配株主に売却することについての請求（株式売渡請求）を承認する取締役会決議の採択、又は（iii）当会社普通株式の東京証券取引所における上場、相場付け若しくは取引が終了することが見込まれる、又は東京証券取引所における上場、相場付け若しくは取引が不適格となることが見込まれる、当会社普通株式の併合を承認する株主総会決議の採択をいう。

16. 株式の併合又は分割等

- （1）当会社は、B種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- （2）当会社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- （3）当会社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

17. 優先順位

- （1）A種種類株式、B種種類株式及び当会社普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、当会社普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とする。
- （2）A種種類株式、B種種類株式及び当会社普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、当会社普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- （3）当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

- 18. 上記各項のほか、B種種類株式の発行に関して取締役会の承認を要する事項は、今後取締役会において承認し、その他B種種類株式の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。

以 上